

利用者が遵守すべき事項

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる

□体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

□過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

□マスクを持参すること（受付時や着替え等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。外気を取り込みにくいN95などのマスクは十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があります。）

□こまめな手洗い、アルコール等による消毒を実施すること。（利用者においても消毒剤等を調達してください）

□他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

□利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

□感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

□利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

□施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること。

□施設利用者の名簿を作成し保管しておくこと。（必要に応じて施設利用者の氏名連絡先等を保健所等の公的機関に提供する場合があります。）

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

□十分な距離の確保

□運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）

□強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること

□水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意する必要があること

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

□位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

□運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと

□タオルの共用はしないこと

□飲みきれなかったスポーツドリンク等は持ち帰ること

□可能な限り2方向の窓やドアを開放し密閉した空間とならないよう確実に換気を行ってください。常時解放できない場合は使用前・使用中の30分おき・使用後にそれぞれ5分以上の換気を実行してください。

施設利用者として、上記の内容を遵守して施設を利用します。

利用日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前時・午後 時 分

利用施設 _____

利用者の団体名 _____

利用者の代表者 _____

※1：チェック欄にはレ点を記入してください。 ※2：全ての欄にレ点がある場合のみ施設利用可能です。